

株式会社大嶋商会 行動計画

1. 基本指針

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定します。

2. 計画期間 令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 5 年間

3. 当社の課題

◎労働者に占める女性割合が少ない。

4. 取組内容

目標 1 労働者に占める女性割合を 20% 以上目指します。

【対策】

- 令和 2 年 1 月～
社内で活躍している女性従業員に会社の PR をしてもらい、会社への関心を持ってもらうことで女性のリクルーターを増やします。
- 令和 2 年 1 月～
管理職に対しては、「女性に適した業務ではない」「女性を採用しても配置しにくい」との固定的な性別役割分担意識を改めるべく啓蒙し、女性を積極的に受け入れる為の環境整備を進めていきます。

目標 2 仕事と家庭の両立支援制度を整備し、結婚、妊娠、出産、育児及び介護等の事由により、女性社員が会社を退職することなく、継続して就労することを促します。

【対策】

- 令和 2 年 1 月～
育児休業制度など、関連制度の周知活動を実施します。

目標 3 能力開発、資格取得及びキャリアアップを支援するなど、女性社員の自発的な意識改革及び行動改革を促します。

【対策】

- 令和 2 年 1 月～
男性社員に限らず女性社員に向けても現在取得可能な各種技能試験の内容や受験時期を周知し、自発的な資格の取得を促します。

目標 4 快適な職場環境の整備、社員の意見や要望、職場の実情を踏まえた施設の充実を目指します。

【対策】

- 令和 2 年 1 月～
職場環境向上の為、社内のトイレを和式から洋式に改修します。